

## 海外宝くじに注意！

### 事例 1

「賞金百万円の海外宝くじに当選しました。賞金を受け取るための手続きを代行するので、五千円を支払ってください。」という通知がダイレクトメールで届いた。信用できるか。

### 事例 2

「宝くじが当選した」という内容の封書が航空便で届いた。クレジットカードの番号を記入して返信するように書いてあるが、大丈夫なのか。

#### ◆ 海外宝くじの手口とは

海外宝くじの当選通知は、オーストラリアやカナダ、中国などといった外国からのエアメールを装い、あたかも海外の宝くじで高額賞金が当選したかのような書類が、ダイレクトメールで届きます。

書類には、事例 1 のように、「賞金を受け取るための手続きを代行する」などといって、2 千円から 1 万円前後の手続き費用の納付を求めるものや、事例 2 のように、支払い方法や申込み方法を複数提示し、個人の銀行口座やクレジットカードの番号を記入して返送させるような内容のものがありその手口は巧妙化しています。

#### ◆ 海外宝くじの違法性

自分が海外に出かけて現地で海外宝くじを購入することは違法ではありませんが、**日本国内で宝くじを販売、販売の取次ぎ、購入することは刑法 187 条（富くじ発売等）で禁止されています。**海外宝くじを国内の業者から購入することはもちろん、海外からのダイレクトメールやインターネットを見て購入することも、その行為が日本で行われている場合は法律違反となるので注意が必要です。

#### ◆ 被害に遭わないために

海外宝くじによる被害に遭わないために、以下の点に気をつけてください。

- ① 申し込んでいないのに、「当選しました」「当選確定」といった甘い話に乗らない。
- ② 安易にクレジットカードの番号や電話番号などの個人情報を教えない。
- ③ ダイレクトメール等の送り主と連絡を取らない。
- ④ 刑法の違法行為に抵触する恐れがあるので、絶対に申し込まない。

不審なダイレクトメールが届いたときは、自分ひとりで判断せず、家族や友人に相談したり、市役所消費生活相談所に相談しましょう。

## 振り込め詐欺の被害に遭わないために その振り込み、大丈夫？



振り込め詐欺とは「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の総称です。

#### ◆ 被害に遭わないために

すぐに振り込まない

事実確認をする

一人で振り込まない

身近な人に相談する

被害に遭ったら、まず警察や振込先金融機関に相談しましょう。



# 消費生活

## みみより情報

No. 1

平成 21 年 8 月

発行／市消費生活相談所  
編集／市役所市民生活課  
広報市民相談室

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

消費生活のことで困ったな、おかしいなと思ったことはありませんか。  
市役所では、消費生活に関する専門の相談員が相談に応じています。

消費生活についての苦情・相談

市役所消費生活相談所では、

をお受けしています。

多重債務についての相談

西之表市役所消費生活相談所  
(市民生活課広報市民相談室内)  
22-1111 (内線 306)  
消費生活相談員 中村千賀子

鹿児島県消費生活センターでも、  
専門の相談員が相談に応じます。  
鹿児島市名山町4-3(地域振興公社ビル)  
099-224-0999

### 多重債務でお悩みの方へ

解決方法が必ず見つかります！ご相談ください！



#### ◎ 多重債務の解決方法

これはあくまでも目安です。詳しくは相談窓口にお尋ねください。

整理の方法	特 徴
任意整理	借り手と貸し手が話し合い、利息制限法に基づいて借金の減額などの交渉を行います。ほとんどの場合、弁護士・司法書士等専門家に依頼します。
特定調停	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。費用が最も安い債務整理方法です。
個人再生	裁判所が認めた返済計画で返済が完了すると、残りの借金が免除されます。住宅ローンを支払いながら返済を続けられる場合があります。
自己破産	裁判所から破産宣告を受けて、免責決定を受けると借金が免除されます。

受任通知をすると貸金業者の取立てはすぐに止められます！

弁護士・司法書士等が相談者から借金の整理について依頼を受け、貸金業者に受任通知をすると、貸金業者が直接、債務者に取り立てることは、法律で禁止されています。

## ご存知ですか？クーリング・オフ制度

### クーリング・オフ制度とは？

消費者がいったん申込みや契約をした場合でも、契約の内容を明らかにした書面の交付を受けてから一定期間は消費者に熟慮期間を与え、頭を冷やして考えた結果、必要ないと判断した場合は、消費者からの一方的な申込みの撤回や契約解除を認める制度です。法律で設けられているものと業者が自主的に定めているもの（約定クーリング・オフ）があります。

### クーリング・オフができるのはどのような場合？

- ◆ 主に訪問販売や電話勧誘販売であること（SF商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む。）
- ◆ 法令で指定されている商品・権利・役務であること
- ◆ 法定の書面を交付された日から一定期間（主に8日間）内であること

取引内容	適用対象	期 間
訪問販売	店舗外での指定商品・権利・役務の取引	法定の契約書面の交付された日から8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	すべての商品・権利・役務	法定の契約書面の交付された日から20日間
電話勧誘販売	電話勧誘による指定商品・権利・役務	法定の契約書面の交付された日から8日間
特定継続的役務取引	エステティックサロン、語学教室、学習塾家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	法定の契約書面の交付された日から8日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	すべての商品・権利・役務	法定の契約書面の交付された日から20日間
割賦販売	店舗外での指定商品・特定継続的役務のクレジット契約	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間
現物まがい商法	指定商品・施設利用権の預託取引	法定の契約書面の交付された日から14日間
海外先物取引	事務所外での取引で、指定市場・商品の売買注文	海外先物契約（基本契約）締結日の翌日から14日間
宅地建物取引	宅地建物取引業者が売主である宅地建物の売買で店舗外での取引	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間
ゴルフ会員権の募集	金50万円以上のゴルフ会員権で、新規募集であるとき	法定の契約書面の交付された日から8日間
投資顧問契約	投資顧問業者（登録業者）との契約、ただし清算義務あり	法定の契約書面の交付された日から10日間
保険契約	保険期間が1年以下の契約を除く	法定の契約書面の交付された日と申込みをした日との、いずれか遅い日から8日間

※業者の不当な勧誘行為があったことを理由に消費者契約法で契約を取り消すことができる場合や、契約で一定の解約料を支払って解約できることになっている場合、販売会社との交渉で合意解約できる場合もあります。あきらめずに相談することが大切です。

## クーリング・オフの方法

必ず書面で行います。証拠が残るように特定記録郵便や簡易書留で出しましょう。また、はがきの場合、通知した内容が手元に残るよう両面をコピーしておきましょう。

クレジットを利用している場合、クレジット会社（信販会社）にも同様の通知を出してください。このとき、「うら」の「担当者名」を「販売店名」とします。

### <はがきによる通知の例>

#### 『はがきのうら』

**契約解除通知**

■契約年月日 平成 年 月 日  
■商 品 名  
■価 格  
■販売担当者

上記日付の全ての契約を  
都合により解除します。  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 印

#### 『はがきのおもて』

郵便はがき  
□□□-□□□□

宛  
名  
を  
書  
く

●  
●  
●  
●  
社  
会  
代  
表  
責  
任  
者  
殿

## クーリング・オフの効果

- ◇契約は、はじめからなかったこととなります。支払い済みの現金は、全額返金されます。
- ◇違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。
- ◇商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。
- ◇工事などの場合、土地や建物を無料で元の状態に戻すように販売業者に請求できます。
- ◇クーリング・オフの効果は、期間内に書面を発送すれば発生します。相手に届いていなくても有効です。

## クーリング・オフできないもの

- ★ 3,000円未満の現金取引
- ★ 化粧品や健康食品などの消耗品を使用（開封）した場合（自ら開封し、使用した分について）
- ★ 乗用自動車

原則として店舗販売や通信販売には適用されません。クーリング・オフできるもの、できないものについては、これ以外にも条件、例外がありますので、よく確認してください。